

第1号議案

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により勤勉手当を支給することができる対象者の範囲が短時間勤務会計年度任用職員に拡大されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等の改正をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年豊後大野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第4項から第6項までの規定中「定める月額」の次に「を超えない範囲内で任命権者が定める額」を加え、同条に次の2項を加える。

9 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額に、その者の期末手当の算定基礎となる在職期間に応じ、一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。

10 前項の期末手当基礎額及び期末手当の算定基礎となる在職期間は、任命権者が定める。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額に、その者の期末手当の算定基礎となる在職期間に応じ、一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。

5 前項の期末手当基礎額及び期末手当の算定基礎となる在職期間は、任命権者が定める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「前条第1項」を「第4条第1項」に、「第7条」を「第8条」に、「前3条」を「第2条から前条まで」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1項を加える。

（勤勉手当の額）

第5条 第2条第1項及び前条第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、第2条第1項又は前条第1項の規定により勤勉手当が支給される職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項の勤勉手当基礎額は、任命権者が定める。

附則第7項中「（平成17年豊後大野市条例第55号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 豊後大野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規

定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を加える。